

会 議 記 録 (1)

会議名称	令和7年度第3回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会
開会及び開会日時	令和7年12月24日(水) 午後1時30分から午後2時35分
開催場所	北本市役所 会議室3-F
議長氏名	副会長 佐藤 道子
出席委員(者)氏名	和久津 英子、岩崎 祥江、柿崎 広、斉藤 勝夫、福山 史江、稲木 勝英、森田 智子、伊藤 治、関根 治人、佐藤 道子、水野 稔、飯田 直人
欠席委員(者)氏名	若山 銀一郎、大島 映一、吉野 進午
説明者の職員氏名	保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真
事務局職員氏名	こども健康部長 小池 智子 保険年金課長 小原 到 保険年金課主幹 山本 一真 保険年金課主査 長谷川 知亮
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> 1 開会 2 諮問 3 挨拶 4 議 事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項について <ul style="list-style-type: none"> ア 国保事業費納付金・標準保険税率の秋の試算結果について (2) 審議事項について <ul style="list-style-type: none"> ア 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について(諮問) (3) その他 5 閉会
配付資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 令和8年度 国保事業費納付金・標準保険税率 【秋の試算】</p> <p>資料2 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について(諮問) ※説明用資料</p> <p>令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について(諮問)</p>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	<p>1 開 会</p> <p>北本市国民健康保険に関する規則第4条第3項に規定する会議開催要件である過半数の委員の御出席を頂いておりますので、本会議は成立しますことを報告いたします。</p> <p>なお、本日は大島会長が御欠席のため、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定に基づき、「会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する」ものとしまして、佐藤副会長に議長をお願いいたします。</p>
副 会 長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北本市附属機関等の会議の公開に関する規則第2条（公開・非公開の決定）について諮り、会議を公開することが了承された。 ○ 北本市附属機関等の公開に関する規則第5条（会議資料の閲覧）について諮り、会議資料の閲覧が了承された。 <p style="text-align: center;">【傍聴人1名入室】</p>
事 務 局	<p>2 諮 問</p> <p>諮問書につきましては、事前に机上にお配りしましたので、御確認をお願いいたします。</p> <p>本日諮問させていただきます内容は、「令和8年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（諮問）」の1件となります。</p> <p>こちらにつきましては、議事の（2）の「審議事項」として、後ほど御審議いただきたいと存じます。</p> <p>また、このほかにも報告事項が1件ございますので、よろしく願いいたします。</p>
副 会 長	<p>3 挨 拶</p> <p>副会長 佐藤 道子 氏 （一略一）</p>
議 長	<p>4 議 事</p> <p>(1) 報告事項について</p> <p>規則及び関係法令の規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>次第にありますとおり、本日は、報告事項が1件、審議事項が1件となっております。円滑な議事進行に御協力をお願いします。</p> <p>それでは、(1) 報告事項のア 国保事業費納付金・標準保険税率の秋の試算結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>－資料1を示して説明－ （一略一）</p>
議 長	<p>ただいまの説明について質問はありますか。</p>
委 員	<p>秋の試算結果が出て、1月の本算定に向けた方向性の検討を行う段階かと思えます。</p> <p>昨年度は、翌令和7年度に必要となる納付金が増加する見込みであることを受け、一般会計からの法定外繰入を行わなくてよい水準を引き続き維持できるように税率改定を行いました。</p> <p>現在本市が置かれた状況を踏まえ、今回は、令和8年度に必要となる見込みの納付金額等も念頭に置き、本市の対応方針を新たに決めていく。そうし</p>

た理解でよろしいでしょうか。

事務局

御指摘のとおり、ここ数年は歳入が歳出を上回り、決算剰余金が出ています。その結果として、基金への積立ても可能となっています。

ただ、それは結果論でもあり、予算編成時と決算時では、事情が異なります。実際には、標準保険税率を用いて課税をしないと、当初予算の段階では、納付金と保険税収入がイコールとはなりません。

令和7年度に税率改定は行ったものの、令和8年度については、必要となる納付金額に歳入が追い付かない見込みです。

必要となる納付金の金額が上がった背景の一つとして、県が県の基金の取り崩しを行ったことがあります。取り崩し分をその後の3か年で償還し再度県の基金に積み立てることから、各市町村国保の納付金の増額要因となっています。なお、令和8年度は、令和5年度及び令和6年度の県基金の取り崩しの影響が重なる年となります。ほかの増額要因としては「子ども・子育て支援納付金課税額」の新設が挙げられます。

他方で、被保険者数が減ったり保険給付が減ったりすれば、納付金の減額要因となります。納付金の金額は、こうした種々の状況変化に応じて、毎年度、上げ下げが生じます。

委員

令和9年度には、県の標準保険税率に合わせるのですよね。

事務局

令和9年度は「準統一」の年ということで、保険税率は本市に限らず全県で同様に動くものと見込まれますが、納付金の金額が上がっていますので、本市では、現時点での試算では、令和7年度時と同程度の上げ幅が見込まれます。

委員

本算定結果は、例年、「秋の試算」の結果と大きく変わらない印象です。

事務局

おっしゃるとおりです。現段階では、「秋の試算」をベースに予算案を組んでいます。今後、本算定結果を受けて微調整、ということになります。

議長

ほかに質疑等はないようですので、次の議題に移りたいと思います。

議長

(2) 審議事項について

続きまして、(2) 審議事項のア 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等(案)について(諮問)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

—資料2を示して説明— (一略一)

委員

「均等割額」と「18歳以上均等割額」の違いについて教えてください。

事務局

「均等割額」は、国民健康保険加入者全員に掛かるものです。「18歳以上均等割額」は、子育て支援に使われる趣旨から、18歳未満の被保険者については免除されます。

委員

子ども・子育て支援金は、どのような使われ方をするのですか。

事務局

令和8年度から令和10年度にかけて段階的に制度が形作られることとなっており、資料2の6ページ右下にあるように、児童手当の拡充等の事業に充てられます。国民健康保険だけでなく、社会保険等を含め全ての保険者が納

	付金を納める対象となります。
議長	ほかに質疑等はないようですので、各案件について整理したいと思います。 まず、報告事項のアについては、「了承」とすることにしてよろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】
議長	それでは、報告事項について、「了承」といたします。 続きまして、審議事項のアについては、修正や反対意見も特にないようですので、原案に異議ない旨、答申することによろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】
議長	それでは、異議がない旨、答申したいと思います。 なお、本日は大島会長が不在のため、本日の審議内容の全てを事務局から会長に伝えていただき、答申の文面に関しては、会長に一任することによろしいでしょうか。 【「はい」という声あり】
議長	(3) その他 続きまして(3)その他について、事務局からお願いします。
事務局	－事務連絡－ (－略－)
議長	以上で、予定されていた全ての議事が終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。
副会長	5 閉会 副会長 佐藤 道子 氏 (－略－)
事務局	以上をもちまして、令和7年度第3回北本市市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。
	了